

双中商発第36号  
令和5年9月1日

会員事業者各位

双海中山商工会  
会長 久保 榮  
(公印省略)

インボイス制度個別相談会の開催について

新秋の候、益々御盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会事業活動にご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月よりインボイス制度が開始されます。そこで、松山税務署より担当者にお越しいただき個人事業主の方を対象に、個別相談会を下記のとおり実施致します。相談を希望される方は、下記申込書に記入の上 FAX いただくか、お電話にてお申し込みください。

担当：中山本所 藤久  
双海支所 岩田

記

日時：令和5年9月26日（火）午前9時30分～午後4時

※本所・支所同日実施致します

対象：双海中山商工会会員で個人事業主の方

場所：双海中山商工会 中山本所二階研修室  
双海中山商工会 双海支所一階相談室

内容：インボイス制度について個別相談（1人30分程度）

対応：松山税務署個人課税部門担当者

---

双海中山商工会 9月26日インボイス個別相談会申込書 (切取らずご使用ください)

お名前： \_\_\_\_\_

会場 (どちらかに○をお付けください)

連絡先： \_\_\_\_\_

**中山 ・ 双海**

希望時間： \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分より

※お申し込み多数の場合、時間の調整をする場合があります。ご了承ください。

**締切：9月20日までに FAX (089-967-1562) もしくは TEL(089-967-0197)**

# 双海中山商工会

## インボイス制度個別相談会

相談

無料

令和5年9月26日（火）9：30～16：00

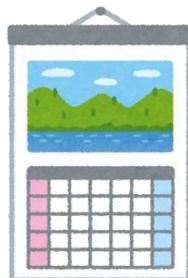
（中山本所・双海支所同時開催）

インボイスについて、この機会になんでもご相談ください！  
例えばこんな悩みはありませんか？

請求書は、今までとどう変わるの??



気付けばもうすぐ10月！  
今から手続きしても間に合う？



登録しないと仕事が無くなるんだろうか・・・

そもそも自分の店にインボイス制度が関係あるのかわからない



※本相談会は個人事業主の方が対象となっており、相談対応は松山税務署個人課税部門担当者がいたします。相談を希望される法人の方は、お手数ですが松山税務署へ別途お申し込みください。

松山税務署 HP

<https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/location/ehime/matsuyama/index.htm>

住所

〒790-0808

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎

連絡先

TEL：089-941-9121